

平成22年6月28日

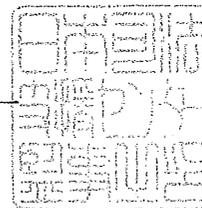
日本司法支援センター  
理事長 寺井 一 弘 殿

日本司法支援センター

監事 羽 田 悦 朗



監事 藤 原 藤



平成21年度監事監査の結果について

総合法律支援法（平成16年法律第74号）第23条第3項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成18年規程第11号）第4条に基づき実施した平成21年度監事監査について、同規程第10条第1項の規定により監査結果報告書を作成したので、別紙のとおり提出します。

平成 21 年度監事監査結果報告書

第 1 監査の種類

総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 23 条第 3 項及び監事監査規程（日本司法支援センター平成 18 年規程第 11 号）第 4 条に基づく定期監査

第 2 監査の対象

日本司法支援センターにおける業務の運営・執行状況及び会計処理状況

第 3 監査対象期間

平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで

第 4 監査項目

- 1 関係法令及び業務方法書その他諸規程等の遵守状況
- 2 中期計画及び年度計画の実施状況
- 3 組織の管理及び制度全般の運営状況
- 4 業務運営の効率化の状況
- 5 財務諸表及び決算報告書の適否
- 6 資産の取得、管理及び処分の状況
- 7 その他業務に関する重要な事項

第 5 監査の結果

執行部会への定期的な出席、監事監査規程第 11 条に基づき監事に回付される各種文書（会計監査人作成の監査報告書、内部監査規程第 12 条に基づく監査報告書等を含む。）の点検、本部並びに埼玉、茨城、福岡、宮城の各地方事務所役職員からの説明聴取等の方法により、第 4 記載の監査項目について、監査を実施した結果、いずれの点についてもおおむね問題はなく、業務の運営・執行及び会計処理は適正かつ効率的に行われていると認める。

第 6 要望事項

要望事項は次のとおりである。

- (1) 法テラスの業務の特性に配慮した、債権の管理及び処理に関する統一かつ体系的なマニュアルを策定するとともに、その確実な実施を確保するために有効な管理体制を確立すること
- (2) 本部の会計システムとの連携がさらに簡便、迅速かつ正確に行われることを可能にする法テラス法律事務所の業務システムの開発を検討すること